

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年五月二十二日から適用する。

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>別表 第1部～第5部 (略) 第6部 追補 (2)</p>	<p>別表 第1部～第5部 (略) (新設)</p>
<p>内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円</p>	
<p><u>(あ)</u> アイセントレス錠600mg アジレクト錠0.5mg アジレクト錠1mg</p>	
<p><u>(お)</u> オルケデイン錠1mg オルケデイン錠2mg</p>	
<p><u>(か)</u> ガラフオルトカゾセル123mg <u>(し)</u> ジバクトロ錠200mg</p>	
<p><u>(す)</u> スージヤヌ配合錠 <u>(ね)</u> ネイリンカゾセル100mg</p>	
<p><u>(は)</u> ハルモデイン錠0.1mg <u>(ふ)</u> フレバイミス錠240mg</p>	
<p>注 射 薬</p>	

品名	規格単位	薬価 円
<u>(シ)</u> シバクトロ点滴静注用200mg	200mg 1瓶	28,084
<u>(ト)</u> トレムファイア皮下注100mgシリンジ	100mg 1 mL 1筒	319,130
<u>(ス)</u> アレビアミス点滴静注240mg	240mg 12mL 1瓶	17,897
<u>(ヘ)</u> ヘムライゾラ皮下注30mg	30mg 1 mL 1瓶	376,006
ヘムライゾラ皮下注60mg	60mg 0.4mL 1瓶	692,565
ヘムライゾラ皮下注90mg	90mg 0.6mL 1瓶	989,990
ヘムライゾラ皮下注105mg	105mg 0.7mL 1瓶	1,134,028
ヘムライゾラ皮下注150mg	150mg 1 mL 1瓶	1,552,824
ヘルニコア椎間板注用1.25単位	1.25単位 1瓶	81,676
外 用 薬		
品名	規格単位	薬価 円
<u>(カ)</u> ラパリムスゲル0.2%	0.2% 1g	3,855.00

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシドロン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ

改正前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシドロン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ

ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン
プ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行って
いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場
合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流
を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用
する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモル
ヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製
剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する
場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマ
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製
剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、
イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤及びエミシズマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号
へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一
条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日
分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。
）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の
属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が

ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン
プ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行って
いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場
合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流
を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用
する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモル
ヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製
剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する
場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマ
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製
剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、
イキセキズマブ製剤及びゴリムマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号
へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一
条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日
分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。
）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の
属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が

(二) 指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間
を經過していないもの（次に掲げるものを除く。）
コムクロシヤンプー〇・〇五%、カナリア配合錠、ア
トゼット配合錠HD、アトゼット配合錠LD、アイセン
トレス錠六〇〇mg及びブスージヤヌ配合錠
(三) (略)

(二) 指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間
を經過していないもの（次に掲げるものを除く。）
コムクロシヤンプー〇・〇五%、カナリア配合錠、ア
トゼット配合錠HD及びアトゼット配合錠LD
(三) (略)

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第三条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤</p>
<p>改正前</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ゴリムマブ製剤</p>